

にうける年金です。

●障害年金

病気やケガで、身体が不自由になったときにうける年金です。年金額は、1級障害が541,500円、2級障害が433,200円です。

●母子年金

夫と死別し、18歳未満の子を養育している母親がうける年金です。年金は、基本額が433,200円で、2人目の加算額が24,000円、3人目からは1人につき4,800円です。

●準母子年金

祖母・姉が働き手の男子と死別し、18歳未満の孫・弟妹を養育しているときにうける年金です。年金額は、母子年金と同じです。

●遺児年金

18歳未満の子が、両親と死別したときにうけます。年金額は、母子年金と同じです。

●寡婦年金

老齢年金の受給資格のある夫と、死別したときにうける年金です。年金は、ご主人のうけるべき老齢年金の半額です。

●死亡一時金

3年以上保険料を納めた年金加入者が死亡したとき、遺族に一時金としてわたされます。

〔注〕老齢・通算老齢以外の年金は、一定の納付要件が必要となります。

■福祉年金

拠出年金が始められた昭和36年4月1日にすでに50歳をこえていたり、重い身体障害者であったり、また母子家庭であったりして保険料を納めたくても納められない方や、保険料をかける期間の短いかたなどのために、拠出年金を補う意味でできたものです。

■福祉年金の種類

●老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれ、拠出年金の受給権を満たせなかった人。

年金額は180,000円です。

●障害福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人が、70歳になる前に障害の状態になったとき。または、はじめて医師にかかったのが20歳になる前か、拠出制の障害年金を受けるには年金加入期間が短い、保険料を滞納せずに納めている内に障害になった方。年金額は1級270,000円、2級180,000円です。

税 金

■個人市民税

●**納税義務者**＝1月1日現在日光市に住んでいて、前年に所得が一定の額以上あった人が納税義務者になります。

●**税率**＝所得を基に算出される所得割2%～14%と均等割の合計。

●**申告**＝2月16日から3月15日までに前年の所得を申告していただきます。ただし、会社・事業所などから給与支払い報告書が提出されている人で、給与所得以外に収入のない人と、所得税の確定申告をした人は必要ありません。

■法人市民税

●**納税義務者**＝市内に事務所または事業所のある法人。

●**税率**＝法人税額の14.5%に対して課税する法人税割と、資本金に対して課税する均等割の合計。

●**納付**＝事業年度終了日から2カ月または3カ月以内に、申告書を提出して納付。

■固定資産税

●**納税義務者**＝毎年1月1日現在で、市内に土地・家屋、償却資産（事業用に限る）を持っている人。

●**税額**＝課税標準×1.4%（税率）

●**課税標準**＝〈土地〉3年ごとに評価替えし